

京都市告示第569号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成30年2月1日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	久世水0297号	南区久世上久世町602番地地先 同町605番地地先	点
2	下津林水0040号	西京区下津林楠町78番地の2地先 同町78番地の1地先	点

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	深草水0032号	伏見区深草極楽寺町43番地の1地先 同上	点

(建設局土木管理部道路明示課)